

地域福祉計画と地域福祉活動計画について



1. 千葉市地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、平成18年度に「花の都ちば ささえあいプラン」（第1期地域福祉計画）を策定し、現在は第5期計画である「支え合いのまち千葉 推進計画」（計画期間：令和4～8年度。令和5年度に中間見直しを実施）が進行中。

本市の地域福祉計画の特徴は、地域によって都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なることから、それぞれ地域の実情を十分に反映するため、住民の参加と活動によって生活課題の解決を図る区ごとの「区計画（地域の取組み）」と、6区の計画内容を踏まえ行政として取組むべき施策を中心とした全市的な「市計画（市の取組み）」から構成。

	区計画（地域の取組み）	市計画（市の取組み）
位置付け	<ul style="list-style-type: none">・地域の特性に応じた、住民に身近な計画・地域課題に対応するため、<u>地区部会エリアごとに様々な主体</u>（地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティア団体、N P O、学校・P T A、社会福祉事業者など）<u>が協働して策定・推進する計画</u>	<ul style="list-style-type: none">・基本目標や市としての方向性、取組みを示すことにより、多様な主体とともに、<u>地域の取組みをしっかりと支え、地域住民の地域福祉活動を支援する計画</u>
内容	<ul style="list-style-type: none">・住民主体の活動により地域課題の解決を目指す取組み・地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくりなどの取組み・支援が必要な人を地域で支え合う支援策や取組み	<ul style="list-style-type: none">・住民活動の基盤整備に関する取組み・地域の取組みを推進するために市や社協が行う支援・分野別計画を横断的につなぎ、制度の狭間を埋める取組み・市全域で対応すべき地域課題に対する取組み

1. 千葉市地域福祉計画について

(2) 地域福祉計画の推進体制について

○地域の取組みの推進体制

各地域において取組みを進めるにあたって、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、町内自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、NPO、ボランティア、学校・PTA、社会福祉事業者等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、取組みを推進していきます。

また、「区支え合いのまち推進協議会」は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、計画を推進する役割を担います。

○市の取組みの推進体制

福祉・保健などの分野別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、防犯、防災、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

本市では、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」が平成29年度に設置され、地域共生社会の実現に向けて、取り組んでいます。

また、本計画においては、地域の取組み（住民同士の支え合い）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所・保健福祉センター）が市社協の区事務所と連携して、区支え合いのまち推進協議会の開催や地域福祉活動に対する助言・相談対応などを実施します。

※地域福祉計画から引用

2. 地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条の規定に基づき市町村社会福祉協議会が策定する計画であり、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組みが盛り込まれた民間の行動計画。

千葉市社会福祉協議会（以下、「社協」。）は、平成10年度に第1次地域福祉活動実施計画を策定し、現在は第7次地域福祉活動実施計画（計画期間：令和4～8年度）が進行している。社協の自主性と公共性という特徴を活かし、地域課題の解決に向けた連携・協働ができるようコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図り、計画の推進に取り組んでいる。

(2) 地域福祉活動計画の策定状況

平成10年に第1期計画が策定され、令和4年度から現在の第7次計画がスタートしている。

なお、5回目の計画より、地域福祉計画と計画期間を揃えている。

回・次	当初の計画期間（実際の計画期間）	地域福祉活動計画	地域福祉計画
1	平成10～12年度	第1次地域福祉活動実施計画（第1期）	
2	平成13～17年度	第2次地域福祉活動実施計画（第1期）	
3	平成18～22年度	第3次地域福祉活動実施計画（第1期）	第1期計画
4	平成23～27年度（平成26年度）	第1次地域福祉活動実施計画（第2期）	第2期計画
5	平成27～29年度	第2次地域福祉活動実施計画（第2期）	第3期計画
6	平成30～32年度（令和3年度）	第3次地域福祉活動実施計画（第2期）	第4期計画
7	令和4～8年度	第7次地域福祉活動実施計画	第5期計画

2. 地域福祉活動計画について

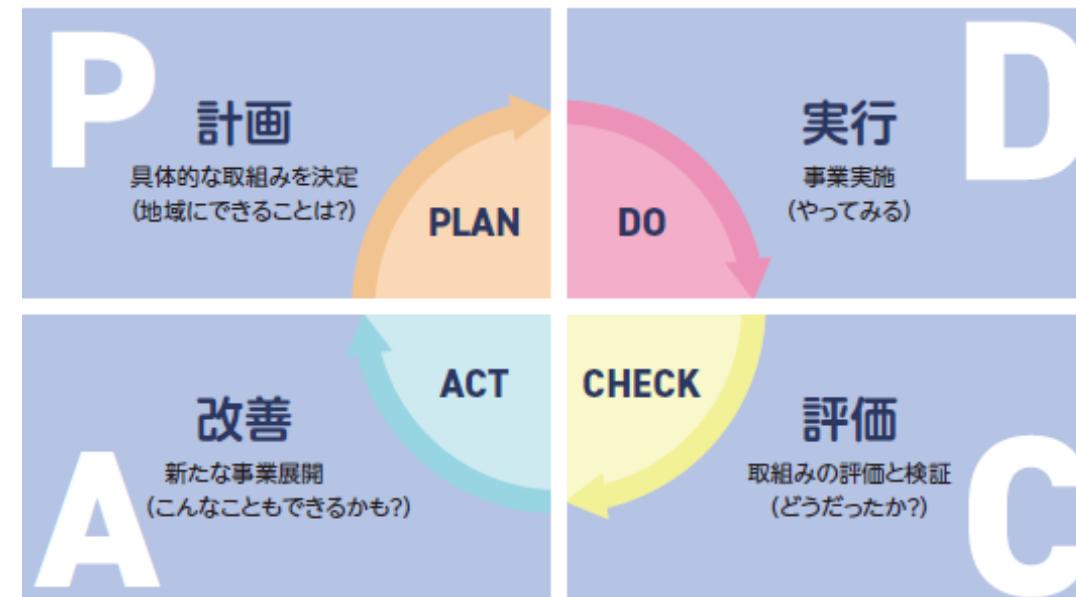
(3) 地域福祉活動計画の推進について

社協が中心となり、地区部会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人など地域福祉に関わる関係機関・団体、住民、行政、企業、協同組合等と連携・協働しながら、計画的に地域福祉を推進する。

(4) 計画の進行管理・評価について

PDCAサイクルを導入し、「千葉市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会」（以下、「推進委員会」。）において、事業の進捗状況に応じて報告・評価（提言）を行う。

推進委員会は、社協会長の諮問機関として、計画の進捗状況の確認及び結果・成果を評価するとともに、課題の検討等を行い、年度ごとに会長に答申し、会長は、本計画の進捗状況及び評価の結果を年度ごとに理事会に報告する。



3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係性

計画名	計画の位置付け	盛り込むべき事項
地域福祉計画	<p>地域福祉を推進する上での市全体の理念等を定める行政計画であり、地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられている。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ➤ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 ➤ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ➤ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ➤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
地域福祉活動計画	<p>住民参加による地域の支え合いを実現するため、地域福祉の理念を踏まえて、地域住民やボランティア、N P O、福祉サービス事業者、介護福祉施設などの民間団体が参加して策定する行動計画として位置付けられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ➤ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ➤ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ➤ 上記に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

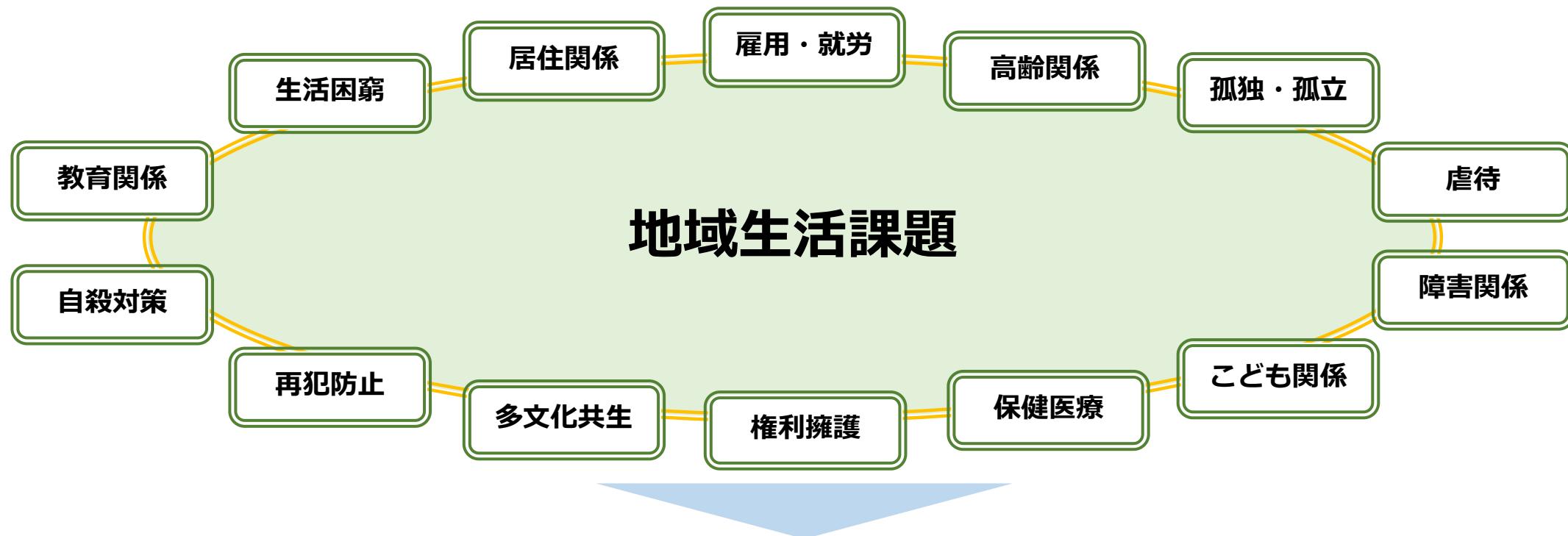


- ともに地域住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目的として策定される計画であり、互いに補完・補強しあう関係。
- 地域福祉計画は地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、地域福祉活動計画は地域住民や福祉活動を行う団体等が地域福祉の担い手として主体的に策定する民間の活動・行動計画。

4. (参考) 地域生活課題とは

○地域生活課題とは（社会福祉法第4条第3項を抜粋）

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題のこと。



地域住民をはじめ、地域で活動するあらゆる主体との協力・連携により
地域生活課題の解決（地域福祉の推進）を図る。

5. (参考) 政令市の計画策定状況 (千葉市以外)

都市名	タイトル	計画期間	構成・内容	都市名	タイトル	計画期間	構成・内容
札幌市	札幌市地域福祉社会計画2024	R6～R11 (6年間)	全市版のみ	京都市	京(みやこ)・地域福祉推進指針 2024改訂※第5次	R6～R10 (5年間)	全市版のみ
仙台市	第4期仙台市地域保健福祉計画 (支え合いのまち推進プラン)	R3～R8 (6年間)	全市版のみ	大阪市	第3期大阪市地域福祉基本計画	R6～R8 (3年間)	全市版と区計画
新潟市	新潟市地域福祉計画 区別地域福祉計画	R3～R8 (6年間)	全市版と区計画 (区計画は社協の区活動計 画と一緒に)	堺市	堺あつたかぬくもりプラン4(第4次堺 市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉 協議会地域福祉総合推進計画)	R2～R7 (6年間)	全市版のみ (含社協活動計画)
さいたま市	さいたま市第3期保健福祉総合計画 (地域福祉計画)	R5～R11 (7年間)	全市版のみ	神戸市	“こうべ”の市民福祉総合計画2025 (地域福祉計画を兼ねている)	R3～R7 (5年間)	全市版のみ
川崎市	第7期川崎市地域福祉計画及び 各区地域福祉計画	R6～R8 (3年間)	市計画と区計画	岡山市	岡山市地域共生社会推進計画 (地域福祉計画) 第2次改訂版	R6～R8 (3年間)	全市版のみ
横浜市	第5期横浜市地域福祉保健計画 (よこはま笑顔プラン)	R6～R10 (5年間)	全市版・区計画 (含社協活動計画) ※区計画は各区が策定	広島市	第2次広島市地域共生社会実現計画	R6～R10 (5年間)	全市版のみ
相模原市	相模原市地域共生社会推進計画 (第5期相模原市地域福祉計画)	R6～R11 (6年間)	全市版のみ	北九州市	北九州市地域福祉計画 (北九州市の地域福祉2021～2025)	R3～R7 (5年間)	全市版のみ
浜松市	第5次浜松市地域福祉計画	R6～R10 (5年間)	全市版のみ	福岡市	福岡市保健福祉総合計画	R3～R8 (6年間)	全市版のみ
静岡市	第4次静岡市地域福祉基本計画 (地域福祉計画・地域福祉活動計画)	R5～R12 (8年間)	全市版のみ (含社協活動計画) ※別冊子で社協活動計画の 全市版と区版を作成	熊本市	第5次熊本市地域福祉計画・ 熊本市地域福祉活動計画	R7～R13 (7年間)	全市版のみ (含社協活動計画)
名古屋市	なごやか地域福祉2029	R7～R11 (5年間)	全市版のみ (含社協活動計画) ※各区社協にて活動計画を 策定				※令和7年8月現在